



郵政民営化に対する意見

～グローバル・ベストプラクティスの適用と
国際通商協定の遵守について～

2006年10月4日

在日米国商工会議所(ACCJ)

在日米国商工会議所(ACCJ)について

- 1948年設立
- 日本で最大の外資系経済団体
- 約1,400社で構成
- ミッション
 - 日米経済関係の更なる進展
 - 米国企業及び会員活動の支援
 - 日本における国際的なビジネス環境の強化
- 活動内容
 - 60余りの業界・分野別委員会による政策提言
 - 年間500以上のイベント、セミナー
 - 各種チャリティ等のCSR活動

郵政民営化に対する基本スタンス

- 日本政府が自らの意思で決定した郵政民営化は、日本経済に重要な恩恵をもたらす可能性を秘めている。
- しかし、その手法に失敗すれば、経済・金融システムに歪みを与え、市場の成長が阻害されることもありえる。
- 世界各国の経験に基づき、経済協力開発機構(OECD)、国際通貨基金(IMF)、世界銀行等が提唱する国営企業(SOE)民営化のベストプラクティスを適用し、
- 国際通商協定である「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」のもと日本に要請される「内国民待遇」義務と、
- 郵政民営化法第2条(基本理念)「同種の業務を営む事業者と対等な競争条件を確保するための措置」とが整合性をもって講じられ、
- 外国保険会社だけでなく、国内保険会社も含めイコールフットイングが実現されることを強く要望する。

郵政民営化の成功に向けて適用されるべき 3つのグローバル・ベストプラクティス

- I. 対等な競争条件をもたらすための実効性のある規制の枠組みを確立する
- II. 市場支配力と内部支援の濫用を防止し、競争を促進する
- III. 民営化プロセスの透明性を確保する

I. 対等な競争条件をもたらすための実効性のある規制の枠組みを確立する

まずはじめに、

- ACCJ会員企業は得意分野・専門分野を持ち、民間の保険会社と完全同一な競争条件のもと日本市場で活動。
- 会員企業の経営者は各々の投資家に対して、公正な市場に立脚した経営責任・説明責任を果たさなければならない。
- 郵便保険会社の新規業務の主なターゲットをACCJ会員企業が得意とし、専門とする分野に絞り込んだことは大変遺憾。

参考:「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」P34

郵便保険会社

(4) 民営化後、新たに提供する商品・サービス等

② 新規商品サービスの提供

イ (略)

ロ (略)

ハ 新規商品・サービスの開発

a 変額年金

b 医療・傷害保険等の第3分野商品

c 限度額引き上げを前提とした有診査保険

I. 対等な競争条件をもたらすための実効性のある規制の枠組みを確立する

以下のような具体的な要件を総合的に評価する。

- ① 暗黙の政府保証の廃止
- ② 民間の保険会社と同様の監督要件を満たすこと
- ③ 平等な税制の実現
- ④ 郵便局ネットワークへのアクセス開放

等

I-① 暗黙の政府保証の廃止

株式を保有している期間、郵便保険会社には、民間の保険会社には無い政府による信用補完がなされていることになる。

■ 業務拡大の認可を得るにあたって考慮すべき事情

(郵政民営化法第138条第4項第1号)

「日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」

■ 保険業法における「主要株主基準値」(保険業法第2条第13項)

⇒少なくとも、日本郵政株式会社の郵便保険会社に対する株式保有割合が20%以上の場合は、政府が郵便保険会社の主要株主とみなされる。

※但し、20%未満になったからといって、政府による信用補完が消えるわけではない。

合理的な水準まで株式を処分しているか

I-② 民間の保険会社と同様の監督要件を満たすこと

郵便保険会社には民営化時※にみなし免許が付与されるが、他の民間保険会社と同一の免許審査基準を全面的に満たす必要がある。

■ 免許審査基準（保険業法第5条）

- 財産的な基礎
- 保険会社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験
- 十分な社会的信用 等

金融庁は民営化後、早急に郵便保険会社を総合検査し、コンプライアンス・リスク管理態勢が民間保険会社と同等であることを確認し、公表しているか

※ここでいう「民営化時」「民営化後」とは、2007年10月の業務スタート時のことをいう。（他のスライドも同様）

I-③ 平等な税制の実現

郵便保険会社には、法人税や地方税、代理店手数料に係る消費税等について、民間保険会社と同様の納税義務が課せられる。

- 税制上の優遇措置は、暫定的なものであろうと長期的なものであろうと認めるべきではない。
- 郵便保険会社にのみ税制上の優遇措置を行わない。もしくは、
- 「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」第17条違反とならないよう、内外問わず他の民間保険会社にも同様の優遇措置を行う。

平等な税制を実現しているか

I-④ 郵便局ネットワークへのアクセス解放

郵便局株式会社は民営化時より生命保険募集代理店業務、損害保険代理店業務を行うことになっている。しかし、現在の計画では生命保険に関して暫くの間、郵便保険会社による独占状態が続くことになっており、郵便保険会社には民間の保険会社とは異なる有利な待遇が与えられている。

- 「実施計画の骨格」では、民間の生命保険の販売について、民営化後、新たに提供する商品・サービスとして整理されたが、その開始時期は明らかになっていない。
- 郵便局株式会社による民間生命保険の受託は「収益の多角化」だけでなく、所属する社員の「専門スキル・知識の向上」や「保険募集の法令適合性の徹底等のコンプライアンス確保」に大きく貢献する。

郵便局会社が民間の生命保険会社から代理店業務を受託しているか

Ⅱ.市場支配力と内部支援の濫用を防止し、競争を促進する

民間企業の取引にはアームズレングスの原則を適用することが求められる。

- 公社承継法人である郵便貯金・簡易生命保険管理機構と郵便保険会社との間では資金の一体運用を行うことから、相互に不当に優遇する条件で再保険契約を締結したり、アームズレングスの原則に基づかない委託契約を締結することにより、相互に不透明な内部援助が行われることを防止する措置が必要。

郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、民間保険会社と同等の会計・監査基準を適用するとともに、ディスクロージャー等を通じて、取引の透明性を確実にしているか

Ⅲ.民営化プロセスの透明性を確保する

民営化プロセスにおいて透明性を確保することは、民営化企業への投資意欲に大きく影響する。便宜上の理由からプロセスの透明性を犠牲にすると、より広範な経済構造改革への取り組みまでも後退させかねない。

- 日本郵政株式会社による損害保険代理店業に係る代理申請会社選定
 - 損害保険会社の体制・実績及び企画案を総合的に評価し、最も優れていると認められる社を選定。
 - しかし、具体的な評価基準、評価結果、その理由等は不明確であり、不透明さの残るプロセスであった。

- 郵便保険会社による業務拡大や、郵便局株式会社による民間の保険会社の選定等に際して、評価基準・選定基準等をパブリックコメントに付すなど、透明性を確保したプロセスを実現しているか
- 郵便局株式会社による取扱い商品等の評価・選考プロセスにおいて、郵便保険会社が他の民間の保険会社と比較して有利な機会・条件を得ていないか

実施計画の骨格(別紙4)で示された経営見通し

□ 郵便保険会社

新規業務を行わなくても、利益が増加していく見通しになっている。

ターゲットとしている分野への新規業務拡大を急いで行う必要はない。また、これを安易に認めるべきではない。

□ 郵便局株式会社

既存業務だけでは、利益が年々減少していく見通しになっている。

郵便局株式会社は早期に民間の生命保険会社の受託販売を行い、「収益の多角化」を図るとともに、今後の健全な事業活動を行う上で求められる「専門知識・スキルの習得」や「コンプライアンス確保」を実現すべきである。

- 郵政民営化は実行次第では、市場における経営の自由度拡大を通じて、国民に良質で多様なサービスを安い料金を提供し、利便性を最大限向上させるなど、国民に大きな利益をもたらす。
- 2004年9月10日に閣議決定された郵政民営化の基本方針、郵政民営化法第2条(基本理念)の遵守こそ、日米両国に法的義務を課す「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」第17条第1項との整合性確保につながる。

-
- 「郵政民営化の基本方針」 1.基本的視点
 - ①経営自由度の拡大、②民間とのイコールフットイングの確保、③事業毎の損益の明確化と事業間のリスク遮断の徹底
 - 「郵政民営化法」第2条(基本理念)
(前略)当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。
 - 「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」第17条第1項
(前略)サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、自国と同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。